

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新

旧

別紙

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 略

(交付の目的)

2 略

(交付の対象)

3 略

別紙

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省令</sup><sub>労働省</sub>第6号）の規定によるほか、この交要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。
- (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業
  - (2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業
  - (3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業
  - (4) 平成15年6月30日雇児発第0630009号「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業
  - (5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業



新

旧

(申請手続)

7 略

(変更申請手続)

8 略

- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から (6) に掲げる条件を付さなければならない。  
この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業  
市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 上記(1)以外の事業  
別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に準じ、毎年度別に定める日までにを行うものとする。

新

旧

<p>(交付決定までの標準的期間) 9 略</p> <p>(補助金の概算払) 10 略</p> <p>(実績報告) 11 略</p> <p>(補助金の返還) 12 略</p> <p>(その他) 13 略</p>	<p>(交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。          (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業          市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。          (2) 上記（1）以外の事業          別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>
---	--

新

旧

別表

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)~(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業又は2事業を実施している場合 0.9</li> <li>・3事業を実施している場合 0.95</li> <li>・4事業を実施している場合 1.0</li> </ul> <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア〜ウに定める金額</p> <p>ア 週5日以下の実施の場合 6,709,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 8,010,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 9,310,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,842,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア〜ウに定める金額</p> <p>ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 3,911,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 4,324,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,082,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		<p>次により算出された額の合計額□</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)~(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業又は2事業を実施している場合 0.9</li> <li>・3事業を実施している場合 0.95</li> <li>・4事業を実施している場合 1.0</li> </ul> <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア〜ウに定める金額</p> <p>ア 週5日以下の実施の場合 6,705,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 8,006,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 9,306,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,541,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア〜ウに定める金額</p> <p>ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 3,911,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 4,324,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,082,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		<p>次により算出された額の合計額□</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

新				旧			
母子家庭等日常生活支援事業	次により算出した額の合計額	母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報酬費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料	1/2	母子家庭等日常生活支援事業	次により算出した額の合計額	母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報酬費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料	1/2
	<p>1 事務費分</p> <p>1か所当たり <u>1,602,000円</u></p> <p>2 派遣手当分</p> <p>(1) 子育て支援</p> <p>ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)</p> <p>なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。</p> <p>(ア) 児童1人の場合</p> <p>740円×延活動単位数</p> <p>(イ) 児童2人の場合</p> <p>740円×延活動単位数×1.5</p> <p>(ウ) 児童3人の場合</p> <p>740円×延活動単位数×2</p> <p>(エ) 児童4人の場合</p> <p>740円×延活動単位数×2.5</p> <p>(オ) 児童5人の場合</p> <p>740円×延活動単位数×3</p> <p>イ 講習会会場等</p> <p>1,110円×延活動単位数</p> <p>ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)</p> <p>なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単価とする。</p> <p>(ア) 児童1人の場合</p> <p>920円×延活動単位数</p> <p>(イ) 児童2人の場合</p> <p>920円×延活動単位数×1.5</p> <p>(ウ) 児童3人の場合</p> <p>920円×延活動単位数×2</p> <p>(エ) 児童4人の場合</p> <p>920円×延活動単位数×2.5</p>		<p>市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合</p> <p>2/3</p>		<p>市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合</p> <p>2/3</p>		

新

旧

	<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア)30分未満は、0単位</p> <p>(イ)30分以上1時間未満は、0.5単位</p> <p>(ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助</p> <p>ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数</p> <p>イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数</p> <p>ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア)30分未満は、0単位</p> <p>(イ)30分以上1時間未満は、0.5単位</p> <p>(ウ)1時間以上は1単位</p>			<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア)30分未満は、0単位</p> <p>(イ)30分以上1時間未満は、0.5単位</p> <p>(ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助</p> <p>ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数</p> <p>イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数</p> <p>ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア)30分未満は、0単位</p> <p>(イ)30分以上1時間未満は、0.5単位</p> <p>(ウ)1時間以上は1単位</p>	
--	---	--	--	---	--



新

旧

新				旧											
ひとり親 家庭 生活 支援 事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円</p> <p>2 生活支援講習会事業 <u>178,000円</u>×講座開催回数</p> <p>3 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数</p> <p>4 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり <u>239,000円</u></p>	<p>ひとり親家庭生活 支援事業の実施 に必要な報酬、賃 金、報償費、旅費、 需用費(食糧費、 消耗品費)、役務 費(通信運搬費)、 委託料、使用料及 び賃借料</p>	<p>1/2</p> <p>市町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2/3</p>	ひとり親 家庭 生活 支援 事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円</p> <p>2 生活支援講習会事業 <u>162,000円</u>×講座開催回数</p> <p>3 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数</p> <p>4 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり <u>213,000円</u></p>	<p>ひとり親家庭生活 支援事業の実施 に必要な報酬、賃 金、報償費、旅費、 需用費(食糧費、 消耗品費)、役務 費(通信運搬費)、 委託料、使用料及 び賃借料</p>	<p>1/2</p> <p>市町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2/3</p>	母子家 庭自 立支 援給 付金 事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)</p>	<p>母子家庭自立支 援給付金事業の 実施に必要な負担 金、補助及び交付 金、扶助費</p>	<p>3/4</p>	母子家 庭自 立支 援給 付金 事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)</p>	<p>母子家庭自立支 援給付金事業の 実施に必要な負担 金、補助及び交付 金、扶助費</p>	<p>3/4</p>
母子家 庭自 立支 援給 付金 事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)</p>	<p>母子家庭自立支 援給付金事業の 実施に必要な負担 金、補助及び交付 金、扶助費</p>	<p>3/4</p>	母子家 庭自 立支 援給 付金 事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)</p>	<p>母子家庭自立支 援給付金事業の 実施に必要な負担 金、補助及び交付 金、扶助費</p>	<p>3/4</p>								

新				旧			
	<p>2 高等技能訓練促進費等事業</p> <p>(1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)</p> <p>ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数</p> <p>イ 平成20年度以後に修業を開始した者</p> <p>(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数</p> <p>(イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数</p> <p>(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数</p> <p>イ ア以外の者 25,000円×支給件数</p>				<p>2 高等技能訓練促進費等事業</p> <p>(1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)</p> <p>ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数</p> <p>イ 平成20年度以後に修業を開始した者</p> <p>(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数</p> <p>(イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数</p> <p>(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数</p> <p>イ ア以外の者 25,000円×支給件数</p>		
母子自立支援プログラム策定等事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円</p> <p>2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)</p>	母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費	10/10	母子自立支援プログラム策定等事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円</p> <p>2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)</p>	母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費	10/10
別紙様式第1～第5 略				別紙様式第1～第5 略			